

地域公共交通確保維持改善事業実施要領

	平成23年	4月	1日	国総計第	5号
				国鉄財第	4号
				国鉄業第	4号
				国自旅第	20号
				国海内第	8号
				国空環第	5号
改正	平成23年	6月	1日	国総計第	23号
				国空事第	119号
改正	平成23年	8月	31日	国総支第	9号
				国自旅第	30号
改正	平成23年	12月	5日	国総支第	34号
改正	平成24年	5月	21日	国総支第	12号
				国自旅第	101号
改正	平成24年	11月	19日	国総支第	44号
				国自旅第	326号
改正	平成25年	5月	8日	国総支第	9号
				国鉄事第	29号
				国自旅第	22号
				国海内第	11号
				国空環第	14号
改正	平成25年	11月	29日	国総支第	62号
改正	平成26年	3月	28日	国総支第	88号
				国自旅第	620号
				国海内第	94号
				国空環第	95号
改正	平成26年	5月	21日	国総支第	13号
改正	平成27年	4月	9日	国総支第	67号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	328号
				国自旅第	379号
				国海内第	119号
				国空環第	90号
改正	平成28年	3月	31日	国総支第	61号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	471号
				国自旅第	408号
				国海内第	137号

国空事第7273号
国空環第 77号
改正 平成28年11月28日 国総支第 46号
国鉄都第 76号
国鉄事第201号
国自旅第211号
国海内第111号
国空環第 57号

この実施要領は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「交付要綱」という。）のほか、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付等地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 共通事項

(1) 生活交通確保維持改善計画の策定について

生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）のうち、陸上交通の確保維持事業に係るものを策定する場合には、とりわけ当該事業が地域の様々なモードの交通に関係することから、当該事業に係る確保維持改善計画には、地域の生活交通の望ましいあり方から導き出される、地域において目指す地域間、地域内の生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性が明示されることが必要であるとともに、この考え方や方向性を前提として、本事業により確保維持すべき生活交通の具体的内容が定められることが必要である。

なお、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）では、活性化法定協議会（活性化法第6条第1項の協議会をいう。以下同じ。）を設置し、関係者による議論を経て、地方公共団体等が地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）や地域公共交通再編実施計画（以下「再編計画」という。）等の法定の計画を策定した上で各種の取組みを進めていくこととしている。形成計画や再編計画等には、当該地域において目指す生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性、具体的な目標等が明記されることとなる。交付要綱において確保維持改善計画に記載する事項とされている事項のうち、形成計画や再編計画等に記載のあるものは、それを活用しつつ、不足する事項を追記又は記載した書類を添付することをもって、形成計画や再編計画等を交付要綱に定めた確保維持改善計画として取り扱う。

(2) 協議会について

交付要綱第3条第1項において協議会の構成員を定めているが、同項第4号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。

運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の实情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、計画策定のために新たに設置する必要はなく、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号に基づく地域協議会等についても、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、確保維持改善計画の策定に必須となる関係者が実質的に参加していればよい（ただし、交付要綱に特別の定めがある場合にあっては、この限りでない。）。

さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市町村単位又は輸送機関単位、確保維持事業とバリア解消促進等事業といった事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることもよい。

なお、当該地域において活性化法法定協議会を設置する場合には、当初から、確保維持改善計画の策定に必要かつ十分な者により構成するものとし、形成計画や再編計画等に係る議論と地域公共交通確保維持改善事業の実施に係る議論は一体的に行われ、これらの計画を推進し、地域公共交通ネットワークを再構築するため、効果的な支援が行われるようにすべきものであることにも留意する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業について

(1) 陸上交通に係る確保維持事業

確保維持改善計画の策定について

陸上交通に関する地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統に係る確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画を含む。以下「地域間幹線系統に係る確保維持改善計画」という。）は、協議会又は都道府県が策定することが通常と考えられるが、都道府県と関係市町村で合意が整った場合は、市町村が共同で策定することを妨げない。

再編計画に係る補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合の確保維持改善計画の記載事項の省略について

ア. 地域間幹線系統

交付要綱第7条第4項の別に定める事項は次のとおりとする。

- ・ 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- ・ 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- ・ 交付要綱別表3の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
- ・ 交付要綱別表3の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
- ・ 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法

イ. 地域内フィーダー系統

交付要綱第17条第3項の別に定める事項は次のとおりとする。

- ・ 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- ・ 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

- ・補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法

確保維持改善計画の認定申請日等

ア．申請日

交付要綱第8条第2項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する確保維持改善計画を同項の期限までに提出しないことについて合理的な理由があるとして大臣が認める場合は次の1）～4）に掲げる場合とし、大臣が指定する日はそれぞれに規定する日とする。

1）再編計画に係る補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合

再編計画に係る補助対象事業の基準の特例（以下「再編特例」という。）の適用を初めて受けて補助金の交付を受けようとする会計年度（以下において「初年度」という。）にあつては、適用開始月の前月10日とし、再編特例に係る2年目以降の会計年度においては、各会計年度の前年度の6月30日とする。ただし、初年度の再編特例の適用開始月が8月又は9月であつて、当該特例に係る認定申請日が2年目に係る認定申請期限を過ぎている場合にあつては、2年目に限り、1年目の認定申請と同時とする。

2）補助金の交付を受けようとする前年度に交付要綱第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

3）地域独自の実証運行を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

4）交付要綱附則第29条により準用することとされた第109条の規定により特定被災地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

イ．認定及び補助額の内定を行う日

ア．の申請に対する認定及び内定を行う日として交付要綱第10条第1項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する大臣が別途指定する日は、次の1）又は2）に掲げる場合ごとにそれぞれに規定する日までとする。

1）ア．1）の場合

再編特例の適用開始月の前月末（初年度の再編特例の適用開始月が8月又は9月である場合の2年目にあつては、2年目の補助対象期間の開始前）

2）ア．2）～4）の場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日

協議会について

ア．既存の協議の場の活用について

地域間幹線系統に係る確保維持改善計画に関する議論を行う場合であって、地域住民の生活交通のあり方、確保策に関する協議の場として、既に道路運送法施行規則第15条の4第2号に基づく地域協議会が設置されているときは、原則としてこれを活用して行うものとする。

また、地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下「地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画」という。）に関する議論を行う場合であって、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に関する協議又は地域の公共交通の活性化や住民の移動手段の確保等、地域公共交通のあらゆる課題にとって最適な公共交通のあり方の協議の場として、既に道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議が設置されているときは、原則としてこれを活用して行うものとする。

イ．確保維持改善計画の変更と協議会の開催について

地域間幹線系統に係る確保維持改善計画又は地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画（以下「陸上交通確保維持改善計画」という。）の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限って、変更の都度、協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）の協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の10%以内の増減
- ・各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の確保維持改善計画については、協議会構成員において情報共有されることが必要である。

ウ．活性化法法定協議会が補助対象事業者となる場合の取扱いについて

1) 活性化法に基づく法定計画の取扱いについて

活性化法法定協議会が補助対象事業者となる場合については、当該協議会における協議を経て、当該協議会の構成員である地方公共団体が形成計画を策定し、当該計画に基づく取組を行っていることを前提とする。

2) 活性化法法定協議会が補助対象事業者となる場合に必要となる添付書類について

交付要綱第8条第3項第2号の2(第18条の規定により準用する場合を含む。)に定める書類は、以下に掲げる書類とする。

- ・活性化法定協議会が補助対象事業者となることに関する当該協議会における協議結果が確認できる書類
- ・地域全体の生活交通ネットワーク(国庫補助対象外の系統を含む。)が確認できる書類
- ・当該協議会に係る関係者の役割分担を明らかにした書類
- ・運送予定者との間の運行委託若しくはそれに準じた契約(以下ウ.において「運行委託契約等」という。)に係る書類又は運行委託契約等を締結することを確認できる書類(運行委託契約等を締結しない場合にあっては、運送予定者との間のサービス水準に係る取り決めが確認できる書類等)
- ・交付要綱第7条第1項第6号の2又は第17条第1項第6号に定める利用状況等の継続的な測定に係る結果並びに当該結果を踏まえた評価及び改善点を記載した書類(当該協議会が交付要綱第4条第3項及び第15条第3項の規定により初めて補助金の交付を受けようとする事業年度に係る確保維持改善計画を提出する場合を除く。)

企画競争その他これに準ずる競争性のある方法による運送予定者の選定について

確保維持改善計画策定に伴い運送予定者を選定するに当たっては、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わねばならないことを交付要綱第7条第3項(第18条において準用する場合を含む。)において定めている。これは、事業者選定に当たっては、価格だけでなく、サービスの品質や地域のニーズに沿った運行、安全性の確保などを総合的に考慮して、企画競争等により選定し、選定の意思決定について不透明な行為を抑止し、地域への説明責任を果たすことを目的とするものであって、その選定方法については企画競争に限定するものではない。

また、地方部などにおいては見込まれる運送予定事業者が1者である場合もありうるが、そのような場合においても、HP掲載により一定期間公募を行う等競争性のある手続きを実施する必要がある。

なお、再編計画には地域公共交通再編事業(以下「再編事業」という。)の実施主体を記載することとされており、確保維持改善計画の策定段階においては運送予定者は選定済みであることも考えられる。このため、この場合については、交付要綱第7条第3項に規定する「これに拠りがたい事情」に該当するものとし、再編計画に実施主体として記載された者を運送予定者として記載することができるものとする。

同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の範囲について

複数の系統がある場合に主系統とそれ以外の系統を比較した場合の差異が下記の基準の範囲内となっている場合は、両系統は同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

なお、主系統とは、補助対象系統を構成する運行系統群のうち、最も運行回数が多いもの(運行回数が同数の運行系統が複数ある場合は、最もキロ程が短いもの)をいう。

【同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準】

ア．基本的な取り扱い

1) 主系統のキロ程が10km未満の場合

主系統と異なる区間のキロ程が1km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

2) 主系統のキロ程が10km以上の場合

主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の10%以内かつ10km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

イ．協議会が特に認める場合の取り扱い

上記ア．の基準は満たさないものの、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認める運行系統については、上記ア．の「1km以内」を「2km以内」、「10%以内かつ10km以内」を「20%以内かつ20km以内」に、それぞれ読み替えて適用する。

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における輸送量の算出等について

ア．協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の「平日」の取り扱いについて

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における「平日」、「土曜」、「日曜祝日」の「運行回数」及び「運行日数」については、補助対象事業者が停留所に掲示する時刻表における「平日ダイヤ」、「土曜ダイヤ」、「日曜祝日ダイヤ（平日ダイヤ及び土曜ダイヤ以外の全てのダイヤを含むものとする。）」の各区分に対応する「運行回数」及び「運行日数」によることを原則とする。

この場合において、年末年始、お盆、学校休業日等の輸送需要が一時的に減少する場合や、イベント等で需要が一時的に増加する場合であって、都道府県協議会等が認める場合は、暦上は「平日」、「土曜」、「日曜祝日」に該当する場合であっても、異なる区分によるものとする。

(例1．暦上の日曜日に通常の日曜日よりも増便して「平日ダイヤ」で運行する場合 / 例2．暦上は国民の祝日に該当しない金曜日に通常の日曜日よりも少ない「日曜祝日ダイヤ」で運行する場合)

イ．天災その他やむを得ない事情がある場合について

実際には運行を行っていない場合であっても運行したものとみなして算出した値（「みなし値」）を例外的に使用することとし、他に定める場合を除き、具体的には以下の場合が該当するものとする（なお、年末年始やお盆、学校休業日等の一時的に輸送需要が減少する期間の減便・運休については、「天災その他やむを得ない事情がある場合」には該当しないことから、必要に応じ協議会において「平日1日当たりの運行回数が3回以上」で足りるものと認めるか否か協議し、認める場合には、地域間幹線系統に係る確保維持改善計画に記載す

ること。)。

【天災その他やむを得ない事情がある場合】

- ・地震、津波、台風、洪水その他の天災に起因する場合
- ・交通事故に起因する場合
- ・交通規制に起因する場合
- ・国、地方公共団体その他の行政機関からの要請に起因する場合
- ・感染症の流行、ストライキその他の原因による乗務員、運行管理者、整備管理者その他の運行上必要な従業員の一時的な不足に起因する場合
- ・天災等に伴う燃料の供給の不足に起因する場合
- ・その他大臣がやむを得ない事情による運休と認める場合

ウ．運行回数及び運行日数について

1) 様式第1 - 1 ~ 4 に添付する「表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）」の記載について

a．計画運行日数について

補助対象期間中の総計画運行日数を記載する。なお、うるう年の処理は十分注意すること。

b．計画運行回数について

補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを（ ）内に記載する。

2) 「様式第1 - 5」の記載について

運行回数については、1日平均運行回数（協議会が、平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りるものと認めた場合は、平日1日平均運行回数）の実績を記載すること。

3) 「様式第1 - 8」の「4．地域間系統の運行状況」の記載について

a．計画運行日数について

補助対象期間中の総計画運行日数を記載する。

b．実績運行日数について

原則として、補助対象期間中の総実績運行日数を記載する。なお、同期間中に上記イ．の天災その他やむを得ない事情がある場合に終日運休した場合には、「みなし値」を記載する。

c．計画運行回数について

補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。

d．実績運行回数について

原則として、補助対象期間中の全暦日数における総実績運行回数を記載する。なお、同期間中に上記イ．の天災その他やむを得ない事情が認められ、減便・運休した場合には、該当する運休回数を「ル」欄に記載することとする。

エ．再編特例について

交付要綱第 6 条第 2 項の「再編計画に地域間幹線系統と位置付けられた系統」(第 20 条第 2 項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合について同じ。)とは、少なくともその起点又は終点のいずれか(ゾーンバス化により特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、乗継拠点)が再編計画の区域内に存する系統とする。

オ．交付要綱附則第 4 条に基づく東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統確保維持事業の特例に係る様式における輸送量の算出等については、上記ア．からウ．を準用する。

政令指定都市等が専らその運行を支援する地域内フィーダー系統について

「政令指定都市、中核市及び特別区が専らその運行を支援するもの」(交付要綱別表 7 補助対象事業の基準口 関係)については、政令指定都市、中核市及び特別区が地元負担額の 8 割を超える額を負担する場合には、「政令指定都市等が専らその運行を支援」に該当するものとして取り扱う。

新たに運行を開始する地域内フィーダー系統について

ア．実証運行を行った系統に係る取り扱い

地域内フィーダー系統の補助対象事業の基準のうち「当該補助対象期間中に新たに運行を開始するもの(交付要綱別表 7 補助対象事業の基準二 関係)」について、実証運行を行った系統が本格運行に移行する場合は、「新たに運行を開始するもの」として取り扱う。

ただし、当該系統が実証運行であったことについて、報告書等により明確に確認できることが必要である。

イ．系統見直しに係る取り扱い

地域のニーズ等を踏まえて系統の見直しを行う場合においては、新たに運行する系統の主系統と、当該主系統と運行区間が重複する既存系統(新規系統の運行の開始の日の直前の 1 年間に運行されていた運行系統を含む。また、重複する既存系統が複数ある場合には、すべての既存系統とする。)を比較し、当該主系統のうち、既存系統と運行区間が重複していない区間のキロ程が当該主系統のキロ程の 20%を超える場合又は 3 キロ以上の場合、新たに運行を開始するものとして取り扱う。(系統の見直しに当たり、全区間の一部に他の道路が存在しない区間又は他の道路が存在する場合であっても、当該道路を車両が通行することが困難な区間がある場合は、これらの区間を除外して既存系統と重複していない区間のキロ程比率を算定することができる。)

ウ．サービス改善に係る取り扱い

地域のニーズ等を踏まえて既存系統の増便によるサービス改善を図る場合には、当該増便を行う補助対象期間の前年度中の運行内容を勘案し、当該増便に係る運行については「新た

に運行を開始するもの」として取り扱う。この場合において、当該増便の運行に係る費用増とみなすことができる経費について、補助対象とする。

また、デマンド型については、地域のニーズ等を踏まえた予約システムの改善等によるサービス改善に資する取組（調査又は実証運行等の結果により、利用者数増加につながる有効性を合理的な根拠をもって説明可能なものに限る。）を行う場合についても、「新たに運行を開始するもの」として取り扱う。

地域間交通ネットワークについて

東日本大震災の被災地において鉄道仮復旧と位置づけられているBRTについては、交付要綱別表7（注）2．及び別表9（注）2．の「地域間交通ネットワーク」にある「鉄軌道路線」に含まれるものとする。

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金における運行回数等の算出等について

ア．様式第1-1、2、6、7に添付する「表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域内フィーダー系統用）」の記載について

1）計画運行日数について

補助対象期間中の総計画運行日数を記載する。なお、うるう年の処理は十分注意すること。

2）計画運行回数について

補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。

イ．「様式第1-8」の「5．地域内系統の運行状況（乗合バス型運行分）」及び「6．地域内系統の運行状況（デマンド型運行分）」の記載について

1）計画運行日数について

補助対象期間中の総計画運行日数を記載する。

2）実績運行日数について

原則として、補助対象期間中の総実績運行日数を記載する。なお、同期間中に上記のイ．の天災その他やむを得ない事情がある場合に終日運休した場合には、「みなし値」を記載する。

3）計画運行回数について

補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。

4）実績運行回数について

原則として、補助対象期間中の全暦日数における総実績運行回数を記載する。なお、同期間中に上記のイ．の天災その他やむを得ない事情が認められ、減便・運休した場合には、該当する運休回数を「に」欄に、サービス提供時間を「る」欄に記載することとする。

道路運送法第21条許可事業者に対する補助について

交付要綱第4条第2項又は第15条第2項に基づく補助対象事業者に対する補助は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条第1項第2号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を開始した日から、原則として1年間に限り行うこととする。ただし、地域の実情により、1年間に限ることが適当でない認められる場合は、この限りではない。

地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画に記載された補助対象期間中の計画運行回数と実績運行回数に著しく乖離が生じた場合等における補助金交付申請の取り扱いについて

地域内フィーダー系統確保維持事業は、地域の実情やニーズを踏まえて策定された確保維持改善計画により、地域の生活交通ネットワークの計画的な確保・維持の取組に対して支援を実施するものであるが、本事業の適切な実施を図り、より効果的かつ効率的な支援を実施する観点から、補助金交付申請について次のとおり取り扱うこととする。

ア．乗合バス型（路線型）については、確保維持改善計画に記載された補助対象期間中の計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合が30%に満たなかった系統については、補助金交付申請の対象外とする。

イ．デマンド型についても、待機時間を含めたサービス提供時間の割合にかかわらず、上記ア．と同様に、計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合が30%に満たなかった場合は、補助金交付申請の対象外とする。

ウ．1系統の補助金交付申請額が1千円未満の系統は、補助金交付申請の対象外とする。

地方運輸局長等による交通不便地域指定の取扱いについて

市町村協議会等からの申請に基づく地方運輸局長等による交通不便地域の指定については、当初の指定以降に交通不便地域エリアの拡大・縮小などの変更がない限り、平成28事業年度末まで、継続して指定されたものとみなすこととする。

平成29事業年度以降については、5事業年度を1つの単位として、上記と同様に取り扱うこととし、市町村協議会等は、引き続き交通不便地域の指定が必要な場合、再度、交通不便地域指定の申請を行い、地方運輸局長等による交通不便地域の指定を受けることとする。

なお、地方運輸局長等は、適宜、指定した交通不便地域の状況を調査し、明らかに交通不便地域の状況が改善され、その後の継続指定の必要がないと判断される場合には、速やかに当該交通不便地域の指定を解除することとする。

注：地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画申請において、交通不便地域の補助対象人口は、毎年度、必ず記載することとし、確保維持改善計画を申請する事業年度の前年度の3月末現在の人口を住民基本台帳から算出されたい。

確保維持改善計画等の軽微な変更に係る取扱いについて

交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）に定める軽微な変更に係る陸上交通確保維持改善計画の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア．変更届出で足りる場合

事業内容の変更に際し、内定額の変更を生じない場合（イ．に定める場合を除く。）にあつては、大臣に陸上交通確保維持改善計画の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、同計画に記載する事業の目標その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

（変更届出で足りる例）

- ・ 起点、主な経由地又は終点のいずれかが変更になるものの、系統キロ程に変更を生じない場合
- ・ 地域内フィーダー系統の申請額が変更になるが、国庫補助上限額に達しており、内定額に変更を生じない場合

（様式）

- ・ 当該届出に係る様式は、陸上交通様式第1から第3までに定めるところによる。

イ．特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、陸上交通確保維持改善計画の記載事項（表1から表7までの各表の記載事項を含む。）に変更を生じない場合にあっては、特段の手続きを要しない。

（手続きを要しない例）

- ・ 添付書類を変更する場合
- ・ 計画外により一時的に補助を受けずに増便する場合

車両減価償却費等国庫補助金、公有民営方式車両購入費補助国庫補助金及び予約型運行転換経費国庫補助金に係る車両の付属品の取扱い等について

ア．付属品の取扱い

本補助金における車両の取得に際し、次に掲げる付属品（当該付属品を起動・操作・固定するための器具及び部品を含む。）の取得に要する費用については、交付要綱別表12、別表12の2、別表14及び別表16に定める補助対象経費の額に含めるものとする。

- ・ 運賃箱、両替機
- ・ カードリーダー、ライター（ICカード対応のものは除く。）
- ・ 運賃表示器
- ・ 整理券発行機
- ・ 行き先表示器
- ・ 停留所名表示器
- ・ 乗降中表示灯
- ・ 放送装置
- ・ バックカメラ・バックカメラ専用モニター
- ・ 集中操作盤
- ・ アイドリングストップ装置

- ・ニーリング装置
- ・ABS
- ・押ボタン
- ・手すり
- ・補助ステップ
- ・車椅子用スロープ板
- ・車椅子固定装置
- ・車内滑り止め（凍結防止装置を含む。）
- ・ボディー塗装（広告用の塗装を除く。）

イ．補助ステップを取り付けた場合の取扱い

「地上から床面までの地上高が65センチメートル以下」(交付要綱別表11 補助対象事業の基準八、別表11の2 補助対象事業の基準八及び別表13 補助対象事業の基準二関係)については、自家用有償旅客運送者が運行の用に供する車両で、乗降を補助する目的で車両に一体的に取り付けられた補助ステップを有するものにあつては、当該補助ステップが地上から床面までの高さを補正するものとして、当該補助ステップを地上とみなす。

なお、高さの測定に当たっては、乗降の用に供される状態によるものとする。

公有民営方式車両購入費国庫補助金の収支改善計画の取扱いについて

ア．収支改善計画の記載事項について

1) 車両の代替による費用削減等の内容

補助対象事業者は、公有民営方式車両購入費国庫補助金により取得した車両の活用等によるバス事業者等が行う費用削減の取組やその効果等について、具体的に記載するものとする。

2) 代替車両を活用した利用促進策

補助対象事業者は、公有民営方式車両購入費国庫補助金により取得した車両の活用等によるバス事業者等が行う二以上の利用促進策について、具体的に記載するものとする。

【利用促進策の例】

- ・利用者のニーズに合わせた運行ダイヤの見直し、路線の再編
- ・ノンステップバスの車内を活用した地域コミュニティの創出
- ・バス停周辺住民への「営業活動」の実施
- ・バス利用者等からの意見を聞く場（モニター会議等）の設置・意見聴取

イ．収支改善計画の実施及び評価について

補助対象事業者は、策定した収支改善計画を着実に実施するとともに、2年目の補助金の交付申請時において、収支改善計画の実施内容及び自己評価の結果を報告するものとする。

その際、国土交通省は、その実施内容及び自己評価の結果を踏まえ、必要に応じ計画の修正を指示するものとする。

予約型運行転換経費国庫補助金

交付要綱別表 1 5 及び別表 1 6 に定めるデマンドシステムとは、予約型運行に係る予約業務の効率化、最適なルート設定による運行の円滑化及び利用実績の適切な管理に資するシステム（その一部の機能を有するものを含む。）とする。

また、システムの導入に係る経費については、次に掲げる費用の初期導入費用を補助対象経費の額に含めるものとする。

- ・システム機器一式購入費用（受付端末、ネットワーク機器及び車載器等含む。）
- ・関連ソフトウェア購入費用（ウイルスソフト及び地図ライセンス等含む。）
- ・システム設定費用
- ・設置工事費用
- ・基礎研修費用

（ 2 ） 離島航路に係る確保維持事業

増便による利便性改善を行う場合の補助対象経費の算定方式の特例について

1 日 1 便未満の補助対象航路において、現有船舶の運用効率化による増便により利便性改善を行う場合は、その内容を交付要綱第 3 2 条の確保維持改善計画に盛り込み、第 3 5 条第 1 項による認定を受けるに際し、当該航路に係る第 3 0 条の補助対象経費の算出については、増便後 3 年間に限り、別表 1 9 注意書き 8 により算出された燃料潤滑油費及び店費の実績見込額を加算することとする。

ただし、上記の取扱いは、当該航路において、以下の事項がいずれも満たされていることを条件とする。

- ・増便開始予定日から起算して、過去 2 年以内に減便が行われていないこと
- ・第 2 条第 1 項第 1 号の協議会において増便を 5 年以上にわたり継続することについて合意され、そのことが確保維持改善計画に明記されていること

確保維持改善計画認定申請書に添付すべき書類について

交付要綱第 3 3 条第 3 項に基づいて確保維持改善計画に添付するものとしている「別に定める書類」は以下のものとし、その作成にあたっては、計画に基づいた見込を記載する（第 3 4 条第 3 項に基づき準用する場合を含む。）。なお、様式については別途定める。

- ・航路の科目別(見込)数値等調査票
- ・各科目分担率(見込)一覧表
- ・使用船舶の各航路別運航状況調
- ・旅客輸送人員及び運賃収入報告（見込）
- ・自動車航送輸送台数及び運賃収入調（見込）
- ・貨物輸送量及び運賃収入調（見込）
- ・燃料潤滑油費内訳（見込）
- ・便数利便性改善に係る内訳（ の特例を受ける場合に限る。 ）

航路損益見込計算書及び航路損益計算書の作成方法について

交付要綱第33条第3項に基づく航路損益見込計算書（様式第2-4）及び第36条第2項に基づく航路損益計算書（様式第2-9）については、以下により算出するものとする。

- ・費用の計上方法が補助航路会計処理規程（昭和25年海輸第149号）に適合していないときは、これに適合させる。
- ・認可を受けた運賃の上限（省令で定める上限を設定する以外の運賃又は料金については届出制移行時点の運賃又は料金等を参考として設定した運賃・料金をいう。以下同じ。）を下回る運賃による収入があったときは、収支改善が認められる場合等を除き認可を受けた運賃の上限と同額による収入があったものとする。また、届け出られた運賃又は料金を下回る運賃又は料金による収入があったときは、届け出られた運賃又は料金による収入があったものとする。
- ・当該期間中に交付要綱第29条第2項及び第3項の基準に適合しなくなったときは、適合しなくなった日以後に発生した収入及び費用は、これを収入及び費用と認めない。

補助金交付申請書に添付すべき附属書類について

交付要綱第36条第2項第二号に基づき添付が必要な「別に定める附属書類」は以下のものとし、その作成にあたっては、事業実施後の実績を記載する。なお、様式については別途定める。

- ・航路の科目別(実績)数値等調査票
- ・各科目分担率(実績)一覧表
- ・補助航路営業報告
- ・運賃及び料金表
- ・補助航路使用船舶明細
- ・使用船舶運航実績報告
- ・使用船舶の各航路別運航状況調
- ・旅客輸送実績及び運賃収入報告
- ・自動車航送輸送実績及び運賃収入調
- ・貨物輸送実績及び運賃収入調
- ・燃料潤滑油費内訳・船員費内訳
- ・船舶修繕費内訳
- ・船舶に関する利子内訳
- ・船舶減価償却費内訳
- ・船舶賃借（用船）料の内訳
- ・店費内訳
- ・役員報酬支給一覧
- ・損益計算書（補助航路・会社全体）の内訳
- ・兼営事業等の概要・便数利便性改善に係る内訳（の特例を受ける場合に限る。）

離島航路構造改革事業に係る確保維持改善計画に添付する「航路改善計画」について

交付要綱第45条第1項に基づいて離島航路構造改革事業に係る補助金交付申請書に添付するものとしている「航路改善計画」の作成に当たっては、交付要綱第3条第1項の協議会構成メンバーに財務会計専門家を加え、十分な航路診断・経営診断を行って作成するものとする。

確保維持改善計画の認定申請時に添付された「運航計画書」について

ア．運航計画書の提出について

運航計画書については、協議会等が提出することとなっているが、一方で、当該計画書は離島航路整備法第4条に基づき、航路事業者から大臣あて提出する必要があることから、別添の離島航路様式第1により確保維持改善計画書と併せて提出することとする。

イ．運航計画書の変更について

上記ア．により航路事業者から提出された運航計画書に記載された事項について変更しようとする時は、離島航路整備法第7条、同法施行規則第3条及び第3条の2に基づき、離島航路様式第2による運航計画変更認可申請書を、軽微な事項に係る変更については、離島航路様式第3による軽微事項変更届出書を航路事業者から当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長等（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。）に提出するものとする。

ウ．運航計画書の「軽微な事項に係る変更」について

上記イ．の運航計画書の変更のうち、軽微な事項に係る変更とは、以下のとおりとする。

- ・使用旅客船の船名、船舶の種類、船質、船舶所有者、主機の種類又は連続最大出力の変更
- ・使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、上記ア．の提出の際の運航計画（当該運航計画について変更認可を受けた場合にあっては、変更後の運航計画のうち最近のもの）に記載されたものよりも10%以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）
- ・上記ア．の提出の際の運航計画（当該運航計画について変更認可を受けた場合にあっては、変更後の運航計画のうち最近のもの）に記載された発着時刻の10分以下の変更

確保維持改善計画の軽微な変更に係る取扱いについて

交付要綱第34条第1項に定める軽微な変更に係る生活交通確保維持改善計画又は離島航路確保維持計画（以下において「離島航路に係る確保維持改善計画」という。）の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア．変更届出で足りる場合

事業内容の変更に際し、内定額の変更を生じない場合（イ．に定める場合を除く。）にあっては、大臣に離島航路に係る確保維持改善計画の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、同計画に記載する事業の目標その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあっては、この限りでない。

（変更届出で足りる例）

- ・ 起点、主な経由地又は終点のいずれかが変更になるものの、航路距離に変更を生じない場合（様式）
- ・ 当該届出に係る様式は、離島航路様式第4から第5までに定めるところによる。

イ．特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、離島航路に係る確保維持改善計画の記載事項に変更を生じない場合にあつては、特段の手続きを要しない。

（手続きを要しない例）

- ・ 添付書類を変更する場合

（3）離島航空路に係る確保維持事業

特定離島航空路線の要件

交付要綱第61条第2項に掲げる地点と、特定離島航空路線の就航先の2地点間での公共交通機関による移動時間が2時間未満の場合は、特定離島航空路線は補助対象として認めないものとする。

補助対象期間中の基準不適合

補助対象期間中に交付要綱第61条の基準に適合しなくなったときは、適合しなくなった日以後に発生した収入及び費用は、これを収入及び費用とは認めない。

割引運賃を決定する際の留意事項

交付要綱第62条第4項の規定に基づき、離島住民に対して旅客運賃の割引を行う場合には、協議会は近隣にある他の離島航空路の運賃水準や航空路の事情を十分考慮し、公平性等に配慮した上で割引運賃を決定することとする。また、割引適用対象となる離島住民の具体的な確認方法についても、必要な場合には協議会で明確に決定することとする。

基準運賃の通知

交付要綱第62条第4項第2号に規定する「基準運賃」については、毎年9月末までに翌年度の「基準運賃」を協議会あて通知するものとする。

ただし、基準運賃に変更がない場合にあつては、当該通知を省略できるものとする。

確保維持改善計画認定申請書に記載すべき事項

ア．交付要綱第65条第3項に規定する離島航空路運航計画書（様式3-2）について

対象路線毎に別葉とすること。また、計画便数は通常期の計画便数を記載することとし、繁忙期における増便や整備のための運休等については、備考欄に理由、期間、計画便数を記載すること。

なお、繁忙期の増便等やうるう年の処理には十分注意すること。

イ．交付要綱第65条第3項に規定する航空路損益（見込）計算書（様式3-3）について
費用の計上方法が「運航費に係る航空機購入費補助金の申請に係る事務手続きについて（平成11年4月26日付け空事第188号）」に適合していないときには、これに適合させるとともに、収入及び費用の各項目において、実績と見込に10%以上の乖離がある場合には、増減理由を記載すること。

ウ．実績損失見込額の算定について

災害等の予期しない事由があった場合については、実際には運航を行っていない場合であっても運航したもとの輸送量を基に実績損失見込額を算定することを例外的に認めることが出来るものとする。

なお、災害等の予期しない事由として認めるか否かの判断は、協議会の議論を経て行うとともに、認める場合には確保維持改善計画にその旨記載すること。

確保維持改善計画策定後の変更

ア．確保維持改善計画策定後に計画内容の変更が見込まれる場合について

予め協議会において事前に包括的な合意が得られている場合には、次のいずれをも満たす軽微な変更に関し、変更の都度、協議会を開催しなくても交付要綱第66条第1項の協議会の議論を経たものとして取り扱うことができるものとする。

- ・各補助対象路線の年間の計画運航回数の10%以内の増減
- ・各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の確保維持改善計画については、協議会構成員において情報共有されていること。

イ．確保維持改善計画策定後に計画内容の変更が見込まれる場合について

予め協議会において事前に包括的な合意が得られている場合には、次に掲げる軽微な事項に係る変更については、交付要綱第66条第1項の規定に関わらず、交付要綱第66条第2項の規定に基づく認定申請を省略できるものとする。

- ・使用航空機の同一機種内の変更
- ・実績損失見込額に影響しない年間の計画運航回数
- ・発着時刻及び便名

3．地域公共交通バリア解消促進等事業について

(1) 補助対象事業等

全ての種目に共通する事項

バリアフリー化設備等整備事業のうち、バリア解消に資する待合・乗継環境の向上及び情報提供に要する経費は、以下のとおりとする。（事業の構成要素のうち、バリア解消との関連性に乏しい部分は対象としない。また、老朽施設の更新に過ぎないと考えられるものについても対象としない。）

- ・ 主要な乗継拠点における待合施設の整備に要する経費
- ・ 主要な乗継拠点における乗継円滑化に要する経費
（ 停留所移設工事、情報提供案内板の整備等 ）
- ・ 情報提供のユニバーサルデザイン化に要する経費
 - 鉄道駅やバス停留所番号、バス系統番号（ 行先番号 ）の設定・変更に伴う経費
 - 案内放送（ 車内・車外アナウンス等 ）の改善に伴う経費
 - 乗り継ぎ・時刻表・運賃検索サイト、バリアフリー対応情報提供サイト等のホームページの作成・改良に伴う経費
- ・ 上記の他、バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費として認められるもの

段差の解消、誘導ブロックの整備等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

- ・ 附帯工事費
 - バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等（ 通路、階段等の新設、移設及び改築等 ）に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。
- ・ 補償費
 - 物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。
- ・ 事務費
 - 補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

種目ごとの事項

（ 鉄道 ）

< 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業関係 >

交付要綱第 101 条第 3 項の特例措置の適用に当たっては、当該安全輸送設備等の整備事業が再編計画において地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成 19 年国土交通省令第 80 号。以下「活性化法施行規則」という。）第 33 条第 1 号に掲げる「関連して実施される事業」として位置づけられることが必要であるとともに、当該安全輸送設備等の整備が実施される鉄軌道の沿線市町村において、活性化法施行規則第 9 条の 2 各号に掲げるいずれかの事業（以下において「計画事業」という。）が実施される場合であって、当該計画事業が当該鉄軌道の持続可能性の向上に資すると認められるときに限るものとする。

なお、当該鉄軌道が複数の市町村にまたがる場合は、それぞれの市町村において上記要件を充足することが必要である。

（ 自動車 ）

< バリアフリー化設備等整備事業関係 >

ア．補助対象事業者

補助対象事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定

した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、大臣は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行い、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

イ．バス・タクシー車両関係

交付要綱別表第23に定めるバス・タクシー車両の移動円滑化に係る事業については、以下のとおりとする。

1) バス車両に係る車載機器類の取扱い

バス車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

- a. ノンステップバス標準仕様装備（リフト付きバスについても、これに準ずるものとする。）
- b. ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置
- c. ABS装置
- d. 車椅子固定装置、床の滑止め加工
- e. 上記a.～d.の他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

2) 福祉タクシー車両に係る車載機器類の取扱い

福祉タクシー車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする

- a. 車いす等固定装置
- b. 車いす用シートベルト
- c. 手すり
- d. 点滴等フック固定装置
- e. 車いす用ヘッドレスト
- f. 上記a.～e.の他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの。

ウ．福祉タクシーの共同配車センター関係

1) 通信設備の整備として認められる経費

通信設備の整備に要する経費のうち資本系列の異なる複数のタクシー事業者で設置する福祉タクシー車両を共同配車するための共同配車センター（以下「共同配車センター」という。）で使用するための以下の通信設備の購入に要する費用を補助対象経費とする。ただし、携帯電話を含む電話等の通常の通信機器及び福祉タクシー車両以外の配車に使用する通信設備は、補助対象外とする。

- a. 無線用アンテナ
- b. 無線機
- c. データ専用受信機
- d. C T I / G I Sサーバー
- e. 通信制御装置
- f. 中央処理装置
- g. 地図画面表示装置

h. 関連装置

2) 車載機器の整備として認められる経費

共同配車センターで配車する福祉タクシー車両に搭載する共同配車のための情報の送受信に必要な以下の機器の購入に要する費用を補助対象経費とする。

- a. GPS アンテナ、GPS 受信機
- b. 操作機
- c. 信号処理装置
- d. 無線用アンテナ、無線機
- e. スピーカー、マイク
- f. ナビゲーション又はモニター装置
- g. 文字表示装置
- h. 携帯端末によるパケット送受信機（携帯電話のみの機能を有するものを除く。）

3) 配車業務に従事するコーディネーターの育成

共同配車センターにおいて配車業務に従事する者が、以下に示す資格の取得又は研修の受講を行う場合に必要となる費用（交通費を除く。）を補助対象経費とする。

- a. 訪問介護員養成研修（2級課程）
- b. 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修
- c. 上記の他これらに準ずるものとして大臣が認める研修

なお、申請時点で訪問介護員の資格を有している者（取得見込みがある者を含む。）又は上記 b.、c. の研修を修了している者（受講中の者を含む。）に係る費用は、補助対象としない。

エ. ノンステップバスの導入における軽微な変更に係る手続の簡略化について

ノンステップバスの導入に係る確保維持改善計画（生活交通改善事業計画を含む。以下エ.において同じ。）の内容を変更しようとする場合において、以下に掲げる事項については、変更に係る協議会の開催を省略することができる。ただし、補助金交付申請に際して添付した確保維持改善計画の策定時に、当該変更が生じた場合には協議会の開催の有無を協議会の長に一任することについて関係者の合意がなされた上でその旨が当該計画に明記され、かつ、現に変更の必要が生じた際に協議会の長が協議会の開催に省略に支障がないと認めた場合に限る。

【協議会の開催を省略することができる変更】

- ・ 導入台数の削減
- ・ 車両サイズの縮小（変更しようとする車両の補助対象経費が当初の車両の補助対象経費を超える場合を除く。）

< 利用環境改善促進等事業関係 >

ア．補助対象事業者

補助対象事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、大臣は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行い、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

イ．BRTシステム整備関係

1) 補助対象経費は、連節ノンステップバスの導入及びそれと一体的に整備する停留所施設（停留所標識、上屋、風除け、ベンチ、情報提供システム等）、公共車両優先システム（PTPS）車載器（空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものを除く。）又はバス車内の乗継情報提供システムの整備等（以下イ．において「BRTシステム整備」という。）に要する費用とする。

2) 交付要綱別表24（注）3．に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該BRTシステム整備の実施が再編計画に明確に位置づけられる（関連事業として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該BRTシステム整備が実施される運行系統の沿線市町村において、計画事業が実施される場合であって、当該計画事業が当該系統と関連すると認められるときに限るものとする。

なお、当該運行系統が複数の市町村にまたがる場合は、それぞれの市町村において上記要件を充足することが必要である。

（2）考慮事項

地域公共交通バリア解消促進等事業による支援に当たっては、確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づく事業について、以下の事項を考慮しつつ、予算の範囲内で実施するものとする。

全ての種目に共通する事項

- ・ 地方公共団体による費用負担が予定されている事業
- ・ 地方公共団体による各種計画に位置付けられている事業
- ・ 複数の市区町村の区域にまたがる広域的な事業
- ・ 複数の交通機関が連携して行う事業
- ・ 複数の交通事業者（自社グループを除く）が連携して行う事業
- ・ 公共交通以外の分野と連携して行う事業
- ・ 先進的な取組と認められる事業
- ・ 前年度からの継続事業その他の本年度中に事業を実施すべき緊急性が高い事業
- ・ バリアフリー化設備等整備事業にあつては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第3条第1項に基づ

く移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年3月31日国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）における移動等円滑化の目標に沿った事業

- ・バリアフリー化設備等整備事業のうち旅客施設の移動円滑化に係る事業については、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の施設及び1日当たりの平均的な利用者数が3,000人未満であっても公共性の高い施設
- ・上記のほか、特に高い公共性が認められる事業

種目ごとの事項

（自動車）

- ・身体・知的・精神の3区分に係る障害者割引を行っている交通事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、当該障害者割引に係る認可申請中の者を含む。）が行う事業
- ・バス車両の移動円滑化に係る事業については、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）の基準に適合した車両（ノンステップバス及びワンステップバス）の導入比率が低い都道府県に係る事業及びリフト付バスの導入に係る事業
- ・福祉タクシー車両及び共同配車センターの整備に係る事業については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第8条の7に定める特定地域における事業者計画について、認可を受けた者、認可の申請を行った者又は予定している者であつて事業用自動車の減車又は営業方法の制限を行う者に係る事業及び同法第11条に定める準特定地域における活性化事業計画について、認定を受けた者、認定の申請を行った者又は予定している者であつて事業用自動車の減休車を行う者に係る事業
- ・福祉タクシー車両については、3両以上のまとまった台数の福祉タクシー車両の導入に係る事業

4. 地域公共交通調査事業について

（1）計画策定事業

補助対象となる調査

協議会又は地方公共団体が策定する地域の公共交通の確保維持改善に係る計画（再編計画を除く。）の策定調査が補助対象となる。

実証調査の取扱い

本事業は、あくまで計画策定のために必要なデータ収集・分析、アンケート調査の実施、検討会の開催、専門家の招聘等調査のための事業を補助するものであり、実証運行を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、内容の変更・見直し等もなく本格運行への移行を前提とした実証運行については補助対象としない。

計画の見直しのための調査

地域のニーズに対応して確保維持改善計画を改善する等の計画見直しのための調査についても補助の対象となる。しかしながら、新たな交通サービスの実現に資する新規計画を策定するための調査等については、調査実施の緊急性、必要性が高いと認められることから、過去に地域公共交通調査事業(計画策定事業に限る。)の補助を受けた協議会が行う調査に優先する。

(2) 計画推進事業

利用促進に係る事業

交付要綱別表25に定める補助対象経費のうち、利用促進に係る事業については、以下のとおりとする。

ア．公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費

- ・公共交通マップ、総合時刻表、公共交通機関の「乗り方」のガイド、パンフレット等(地域住民のみならず他地域からの来訪者を対象としたものも含む。)の作成・配布に要する経費

イ．公共交通・乗継情報等の提供に要する経費

- ・WEBページ作成費(保守管理費を除く。)、ポスター等作成費、広報費、乗換案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用

ウ．割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費

- ・割引運賃の設定、企画切符発行等のための経費(乗車券発行システム、収入管理システム等の改修に要する費用を除く。)、広報費、調査費等(割引運賃設定に伴う減収分の補填については、含まない。)

エ．地域におけるワークショップ等の開催に要する経費

- ・会場借料、講師招聘費(謝金、旅費等)、資料作成費用等(活性化法法定協議会の主催により、地域公共交通の利用促進のための検討、周知又は理解促進のために実施するもの限り、イベント開催費用を含まない。ただし、次に掲げる費用はこの限りでない。)
- ・イベント等における地域公共交通の利用方法の説明会(いわゆる「乗り方教室」)において用いるバス等の借料(体験乗車等の旅客の運送に係るものを除く。)及びそれらと一体的に実施するスタンプラリー等において用いるスタンプカード等の印刷に要する経費

オ．モビリティマネジメントの実施に要する経費

モビリティマネジメント(居住地域、学校、職場、特定路線等のターゲットを絞り、大規模かつ個別的な働きかけにより自発的な行動変容を促すコミュニケーション施策。以下「MM」という。)実施に係る以下に掲げる経費をいう。

- ・現況等の調査(MMの一環としての事前調査・行動調査等をいう。)に要する経費
- ・MM対象者に対するコミュニケーションアンケートの一環としての情報提供、行動プラン表の作成・配布・回収及びフィードバック等の実施に要する経費

- ・MM対象者に対する体験乗車チケットの発行（いわゆる「お試し用」として配布するものに限り、運賃制度に組み込まれて恒常的に実施するものを含まない。）に要する経費
- ・MM対象者に対するノベルティの作成（コミュニケーションアンケートの回収率の向上等を目的として提供するボールペンなどを対象とし、高額なものを含まない。）に要する経費

計画の達成状況等の評価に係る事業

交付要綱別表25に定める補助対象経費のうち、計画の達成状況等の評価にかかる事業については、以下のとおりとする。

ア．効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費

- ・地域公共交通網形成計画に定められている目標等の効果検証のための調査に要する経費

イ．協議会開催等の事務費

- ・会場借料、専門家招聘費（謝金、旅費等）、資料作成費用等（活性化法法定協議会の主催により、評価を実施するものに限る。）

（注）イ．に掲げる費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

事業規模と補助額について

事業規模にかかわらず、補助額の上限は設定しないが、予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

また、1の補助対象事業者において、1の会計年度あたりの補助対象経費が50万円に満たない場合は補助金を交付しない。

（3）補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

交付要綱第110条第2項（第126条の規定により準用する場合を含む。）に定める軽微な変更の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア．変更届出で足りる場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」又は「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合にあっては、大臣に補助対象事業の内容の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、新たな補助対象事業の追加その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

（変更届出で足りる例）

- ・補助対象事業の内容のうち公共交通マップの作成を取りやめる場合

（注）公共交通マップの作成を取りやめて時刻表の作成を追加する場合及び補助対象事業を全て取りやめる場合はこれに該当しない。

- ・補助対象事業の完了予定日を2月末から同年度の3月末に変更する場合

（注）年度末を越える変更はこれに該当しない。

(様式)

- ・当該届出に係る様式は、調査等様式第1から第2までに定めるところによる。

イ. 特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書(変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書)別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」及び「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生じない場合にあつては、特段の手続きを要しない。

(手続きを要しない例)

- ・公共交通マップや時刻表の印刷部数を減らす場合

(4) 特定被災地域公共交通調査に係る取扱い

交付要綱別表30の適用については、特定被災市町村において実証運行を実施する場合であつて、すべての実証運行が有償運行の許可を受けている路線であるときに限り、同表に定める有償による実証運行として扱うものとする。

この場合、有償による実証運行とは、以下のいずれかの運行に係るものとする。

- ・道路運送法施行規則第3条の3第1号、第2号及び第3号に規定する路線定期運行、路線不定期運行及び区域運行
- ・道路運送法第21条第2号に規定する乗合旅客の運送に係る運行
- ・道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送に係る運行

5. 地域公共交通再編推進事業

(1) 再編計画策定事業

補助対象となる調査

形成計画に再編事業に関する事項が定められた場合(定めようとしている場合を含む。)において、再編計画の策定調査が補助対象となる。

補助金の交付申請等に係る手続き

交付要綱第132条の規定により準用する第108条の補助金の交付の申請を行う際には、に定める形成計画における地域公共交通再編事業に関する事項が定められていることが前提であることを原則とし、形成計画の写しを添付するものとするが、既に策定されている形成計画においてこれから当該事項を定めようとしている又はこれから当該事項を定めた形成計画を策定する場合は、申請を行う時点で想定している形成計画の変更又は策定のスケジュール等が明らかであることが必要である。

実証運行の取扱い

- 4.(1)の規定は、再編計画策定事業において準用する。

(2) 再編計画推進事業

4.(2)の規定は、再編計画推進事業において準用する。この場合において、4.(2)及び中「別表25」とあるのは「別表26」と読み替えるものとする。

(3) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

4.(3)の規定は、地域公共交通再編推進事業において準用する。この場合において、「第110条第2項(第126条の規定により準用する場合を含む。)」とあるのは「第129条及び第132条において準用する第110条第2項」と、「調査等様式第1から第2」とあるのは「調査等様式第3から第4」と読み替えるものとする。

6. 事業評価について

(1) 事業評価の実施

自己評価(一次評価)

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価(以下「自己評価」という。)を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあつては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局(以下「地方運輸局等」という。)に報告するとともに、公表することとする。

二次評価

ア. 実施対象

バリアフリー化設備等整備事業及び鉄道軌道安全設備等整備事業を除く各事業については、自己評価(一次評価)等を基に二次評価を行うこととする。

イ. 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案等について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

地方運輸局等は、協議会に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、協議会では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて確保維持改善計画、後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業(利用環境改善促進等事業)にあつては補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の2月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省総合政策局へ提出することとする。

ウ．複数年度評価（隔年評価）

地域公共交通確保維持事業のうち、以下の事由に該当する系統、航路又は航空路（以下「系統等」という。）に係るもの以外のものにあつては、二次評価を翌年度に一括して行うことができるものとする。この場合において、複数の系統等を包括的かつ一体的に評価しているときは、当該評価の単位ごとに当該事由への該当の有無を判断することとする。

【実施を必須とする系統等】

- ・前年度に二次評価を行っていないもの
- ・事業初年度のもの（地域公共交通調査事業の結果を受けて確保維持改善計画を策定し、地域公共交通確保維持事業に移行したものを含む。）
- ・一次評価の結果が芳しくないもの

【実施を地方運輸局等の任意選択とする系統等】

- ・協議会において二次評価の実施を希望するもの
- ・その他地方運輸局等において二次評価の実施が必要であると認めるもの

（２）再編計画に基づく事業に係る評価について

再編計画に基づいて実施される事業（交付要綱の規定により補助対象事業の基準の特例等の適用を受けている事業をいう。）については、（１）の規定にかかわらず、形成計画及び再編計画に係る評価をもって、（１）に掲げる評価に代えることができる。

（３）その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び協議会において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則（平成２３年１２月５日 国総支第３４号）

- ・２．（１）に係る改正については、平成２４年度の補助対象期間に係る事業から適用する。

附 則（平成２５年５月８日 国総支第９号、国鉄事第２９号、国自旅第２２号、国海内第１１号、国空環第１４号）

この要領の一部改正は、平成２５年度予算から施行する。

附 則（平成２５年１１月２９日 国総支第６２号）

１．施行期日

この要領の一部改正は、平成２５年１１月２９日から施行する。

２．経過措置

（１）地域公共交通確保維持事業

陸上交通及び離島航路に係る事業

この要領の一部改正の施行前(以下「要領改正前」という。)に、一部改正前の要領(以下「旧要領」という。)に基づいて平成25年度予算に係る事業(以下「25年度事業」という。)に関し事業評価を実施した事業及び平成24年度に地域公共交通調査事業の交付決定を受けた者が当該調査事業を踏まえて25年度事業において新たに補助額の内定を受けた事業については、25年度事業に限り、6.(1)に掲げる事業評価(自己評価及び二次評価をいう。以下同じ。)を実施することを要しない。ただし、協議会が事業評価の実施を希望する場合にあってはこの限りでない。

離島航空路に係る事業

25年度事業に限り、事業評価は、旧要領6.(1)に掲げる期日までに実施し、事業評価の結果については、同(2)に掲げる期日までに国土交通省総合政策局へ提出するものとする。

(2) 地域公共交通バリア解消促進等事業

平成24年度予算に係る事業(以下「24年度事業」という。)に関し要領改正前に旧要領に基づいて事業評価を実施した事業については、24年度事業に限り、6.(1)に掲げる事業評価を実施することを要しない。

(3) 地域公共交通調査等事業

25年度事業に限り、事業評価は、旧要領6.(1)に掲げる期日までに実施し、事業評価の結果については、同(2)に掲げる期日までに国土交通省総合政策局へ提出するものとする。

附 則(平成26年3月28日 国総支第88号、国自旅第620号、国海内第94号、国空環第95号)

この要領の改正は、平成26年度予算から施行する。

附 則(平成26年5月21日 国総支第13号)

1. 施行期日

この要領の改正は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第41号)の施行の日から施行する。

2. 経過措置

陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業

この要領の改正の施行の際、現に活性化法法定協議会が補助対象事業者となっている場合の2.(1)ウ.1)の適用については、なお従前の例による。

地域協働推進事業

この要領の改正の施行の際、現に認定を受けている地域協働推進事業計画に基づいて実施される事業に係る2.エ)の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 4 月 9 日 国総支第 67 号、国鉄都第 128 号、国鉄事第 328 号、国自旅第 379 号、国海内第 119 号、国空環第 90 号）

1. 施行期日

この要領の改正は、平成 27 年度予算から施行する。ただし、この要領の改正前の要領 2（1）エ. の規定の削除は平成 27 年 5 月 1 日に施行するものとする。

2. 経過措置

地域協働推進事業（平成 27 年度予算に係る交付要綱の改正による改正前の交付要綱第 124 条第 3 項の認定を受けた計画に基づいて実施される事業に限る。）並びに当該事業の実施に伴う地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る補助対象事業の基準の特例について、平成 27 年度予算に係る交付要綱の改正における附則第 2 条から第 12 条までの規定を適用する場合及び平成 27 年 4 月 30 日までに地域公共交通確保維持改善計画の変更認定の申請をして、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る補助対象事業の基準の特例の適用を受けようとする場合の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 国総支第 61 号、国鉄都第 128 号、国鉄事第 471 号、国自旅第 408 号、国海内第 137 号、国空事第 7273 号、国空環第 77 号）

この要領の改正は、平成 28 年度予算から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 28 日 国総支第 46 号、国鉄都第 76 号、国鉄事第 201 号、国自旅第 211 号、国海内第 111 号、国空環第 57 号）

1. 施行期日

この要領の改正は、平成 28 年度第二次予算から施行する。

2. 経過措置

平成 28 年度当初予算に係る補助対象事業の取扱いについては、なお従前の例による。